証券コード7060
2025年６月12日
（電子提供措置の開始日　2025年６月５日）

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
ギ　ー　ク　ス　株　式　会　社
代表取締役社長　曽根原　稔人

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」及び「第18回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://geechs.com/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※　上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「ギークス」と入力、又は、「コード」欄に「7060」と入力の上、検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」タブを選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、健康状態にご懸念のある株主様におかれましては、後述の案内に従って、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、株主総会参考書類をご検討の上、2025年６月26日（木曜日）午後６時30分までに議決権をご行使いただけますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　2025年６月27日（金曜日）　午前10時00分
（受付開始　午前９時30分）

2. 場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４Ｆ　渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ

3. 目的事項

［報告事項］
1. 第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

［決議事項］

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

以上

～～～

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

ご　推　奨

書　面

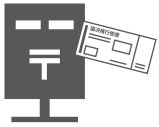

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日(木)
午後６時30分までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2025年6月26日(木)
午後６時30分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会開催日時

2025年6月27日(金)
午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

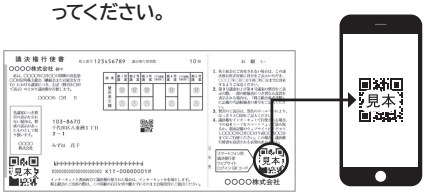

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

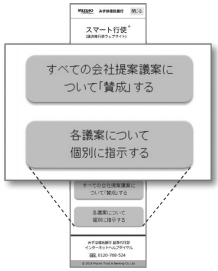

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

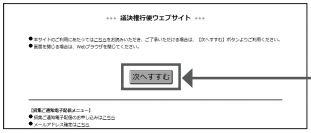

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

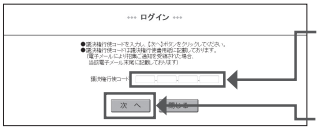

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

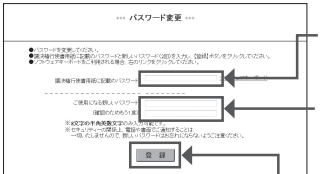

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
受付時間 平日午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループはグランドビジョンに「21世紀で最も感動を与えた会社になる」を掲げ、ITフリーランスのデータベース、グローバルで活躍するITエンジニア育成など人材インフラを活かし、インターネットの普及によりめまぐるしく変化する人々の生活や企業の行動を積極的に捉え、変化対応力を強みに、提供サービスの創造・進化を通じて常に成長し続けることで、永続的な企業価値向上を目指しております。当社グループは子会社６社を含む全４事業で構成されており、各事業セグメントは「IT人材事業（国内）」、「IT人材事業（海外）」、「Seed Tech事業」、「その他」の４つに分類されております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善がみられるものの、円安を背景とした物価の高騰が消費者動向に与える影響は大きく、また、海外の政策動向により、景気の先行きについては不透明な状態が継続しております。

このような状況下、当社グループは、これまで培ってきたITフリーランスやオフショアIT人材の活用のノウハウを活かすべく、事業ポートフォリオの最適化についてグループ戦略の見直しを行ってまいりました。新たなグループ戦略の方針に則り、当連結会計年度においてITソリューション事業を展開する株式会社アライヴの株式取得を行いました。

ITやAI技術の活用やデジタルトランスフォーメーションの推進によって、国内のIT市場規模は今後さらに拡大することが見込まれます。当社グループは今後、技術リソースのシェアリングやIT人材育成サービス等の従前の事業に加えて、DX・AIコンサルティング、ソフトウェア開発など事業領域の拡大を行い、日本のIT人材不足を解決する会社として総合的なITソリューションサービスを提供するグループとなるべく事業体制を構築してまいります。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は 25,162,448千円（前期比6.0％増）、営業利益は495,539千円（同445.4％増）、経常利益は494,535千円（同499.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は49,795千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,473,379千円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

＜IT人材事業（国内）＞

IT人材事業（国内）におきましては、事業は好調に推移いたしました。DX施策による業務効率化に重点的に取り組み、手法の見直しによる広告宣伝費の抑制、組織強化のための増員、社内教育施策のブラッシュアップなど、持続的成長のための先を見据えた事業体制作りに注力してまいりました。また、当連結会計年度において、北海道支店と広島支店を設立いたしました。今後も地方企業のIT人材不足という課題解決に向けて、全国のあらゆる地域からIT人材が案件に参画できる環境づくりを進めてまいります。

また、当第４四半期連結会計期間より、2025年２月14日に連結子会社とした株式会社アライヴの業績を当セグメントに取り込んでおります。

この結果、当連結会計年度における当該事業分野の売上高は15,363,198千円（前期比9.0%増）、セグメント利益は1,284,091千円（同12.3%増）となりました。

＜IT人材事業（海外）＞

IT人材事業（海外）は、オーストラリアでカジュアル雇用人材やフリーランスを活用したIT人材に特化した人材関連事業を展開しているLaunch Group Holdings Pty Ltdの業績を取り込んでおります。人材派遣事業やMSP事業（包括的な人材管理ソリューションを提供する事業）を主にシドニーとメルボルンで展開しております。当連結会計年度は、経営体制及び事業体制の見直しと人材派遣業界経験が豊富なキャリア・コンサルタントの採用に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当該事業分野の売上高は9,414,655千円（前期比31.4%増）、セグメント損失は155,854千円（前期はセグメント損失135,083千円）となりました。

＜Seed Tech事業＞

Seed Tech事業におきましては、日本とフィリピンに拠点を構え、IT人材の育成を軸にした事業を行っております。オフショア開発受託事業やフィリピンセブ島へのIT留学事業、SaaS型DX/IT人材育成サービス「ソダテク」の提供や、IT職未経験の若者にIT人材としてのキャリアをスタートするための研修及び実務機会を与える「Seed Tech Camp」など幅広く事業展開しております。また、クライアント企業の幅広いニーズに対応し、解決策を提案する事業を新たに展開しております。

この結果、当連結会計年度における当該事業分野の売上高は329,583千円（前期比17.1%増）、セグメント利益は5,702千円（前期はセグメント損失23,132千円）となりました。

＜その他＞

その他の事業におきましては、当社のx-Tech事業が属しており、ゴルフ等のスポーツ領域を中心としたデジタルマーケティング支援やD2C支援を行っておりました。なお、当事業は当連結会計年度において事業より撤退することといたしました。

この結果、当連結会計年度における当該事業分野の売上高は82,304千円（前期比35.9％減）、セグメント損失は18,658千円（前期はセグメント利益4,398千円）となりました。

事業別売上高

事　業　別	金　　額
IT人材事業（国内）	15,363,198千円
IT人材事業（海外）	9,414,655千円
Seed Tech事業	329,583千円
その他	82,304千円
調整額	△27,294千円
合　　計	25,162,448千円

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、56,590千円の設備投資を行いました。その主なものは、オフィス賃借料やパソコン等の取得費用となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、株式会社アライヴの株式取得のため、金融機関より長期借入金596,000千円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社アライヴの株式200株（同社の発行済株式総数の100％）を596,000千円で取得しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、グランドビジョンに「21世紀で最も感動を与えた会社になる」を掲げ、インターネットの普及による人々の生活や企業の行動の変化を捉え、組織的対応力を強みに、提供サービスの創造・進化を通じて常に成長し続けることで、永続的な企業価値向上を目指しております。

IT・AI技術の活用、デジタルトランスフォーメーションの推進によって、国内のIT市場規模は今後さらに拡大することが見込まれるところ、当社グループは、日本のIT人材不足を解決する会社として総合的なITソリューションサービスを提供するべく、積極的な既存事業の強化と事業領域への拡大を企図し、以下の事項について対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① IT人材事業（国内）

当事業はITフリーランスを活用した技術リソースシェアリングを主体としており、昨今のIT関連技術者不足による引合いの増加により、順調に業容を拡大してまいりました。今後もIT関連技術者不足は継続すると予想しており、ITフリーランスの安定的な確保とより一層のエンゲージメント強化が重要であると認識しておりますことから、ITフリーランスに寄り添い、柔軟で多様性のあるキャリア支援を実施することで、ITフリーランスとの信頼関係の向上を図ってまいります。

また、市場ニーズの多様化に対応するため、既存のサービスに加えた新たな事業展開にも取り組んでおります。具体的には、ITフリーランス以外の多様な形態にも対応したサービスの提供、企業の課題解決を支援する新規ソリューションの構築を通じて、事業領域の拡大を図っております。

② IT人材事業（海外）

当社グループにおきましては、オーストラリアにおいて、現地法人によるIT人材サービス事業を展開しております。当事業は、現地企業・団体、公的機関に対し、IT人材の紹介・派遣、人材管理の支援を行うものであり、現地のニーズに即したサービス提供を進めております。オーストラリア市場は、日本国内と同様に多種多様なIT人材の需要が高く、柔軟な労働形態が普及している一方で、法規制や商慣習の違い、人材獲得競争の激化といった課題も存在します。当社グループでは、これらの課題に対応すべく、現地法令の遵守体制の整備、人材ネットワークの拡充、サービス品質の維持・向上に取り組み、着実な成長と収益性の向上を図ってまいります。

③　組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後の事業拡大に応じた国内外の内部管理体制の強化を重要な課題と認識しており、これらの一層の強化と、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、人材の確保及び育成もあわせて重要な課題と認識しており、新卒採用も含めた積極的な採用活動及び教育・育成強化のための研修制度の拡充に取り組んでまいります。加えて、AI技術の進展を背景に、社内の業務効率の向上等を目的としたAIの利活用にも注力しており、より付加価値の高いサービス提供を目指してまいります。

④　セキュリティ対策

当社グループにおきましては、昨今のサイバー攻撃の高度化や個人情報漏洩リスクの増大を受け、情報セキュリティの強化を重要な課題と認識しております。顧客情報、事業情報等の管理を万全なものとするため、社内システムのセキュリティ対策、アクセス制御、従業員に対する情報セキュリティ教育を徹底し、また、サイバーセキュリティ対策基本方針を策定の上、セキュリティ体制の定期的な見直し及び改善に継続して取り組んでまいります。

⑤　M&Aを活用した事業の拡大

当社グループは、成長戦略の一環としてM&Aを推進しております。M&Aの検討においては、当社グループとのシナジーの有無、戦略との整合性、財務・法務上のリスクの有無、買収後の統合効果を最大化するプロセス（PMI）の内容等を精算・検討し、業績や財務状況からみたリスク許容度を勘案しながら、株式価値向上に資するM&Aを推進してまいります。

GEECHS Social Impact Flow

価値創造サイクル

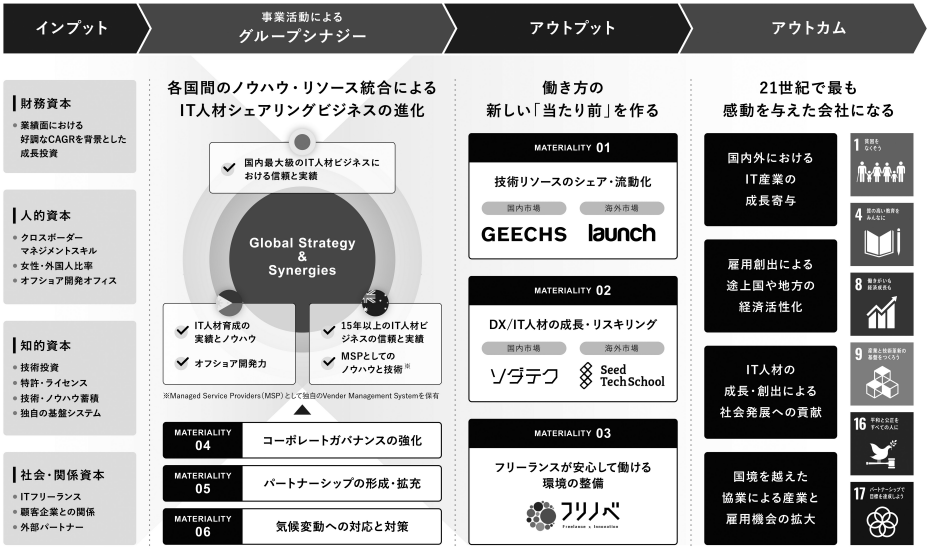

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2022年３月期 第15期	2023年３月期 第16期	2024年３月期 第17期	2025年３月期 (当連結会計年度) 第18期
売上高	14,340,774	15,997,838	23,739,835	25,162,448
営業利益	1,133,696	589,410	90,859	495,539
経常利益	1,135,706	567,920	82,483	494,535
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	705,194	244,215	△1,473,379	49,795
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	67円18銭	23円20銭	△142円75銭	４円82銭
総資産	5,874,294	8,451,936	7,174,136	7,374,904
純資産	4,470,860	4,439,078	3,070,641	2,871,147
１株当たり純資産額	422円26銭	416円94銭	272円09銭	267円71銭

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
NexSeed Inc.	12,012千ペソ	40% (40%) 注１	Seed Tech事業
SEED TECH PHILIPPINES INC.	9,000千ペソ	99.9% (99.9%) 注１	Seed Tech事業
シードテック株式会社	100,000千円	100%	Seed Tech事業
Launch Group Holdings Pty Ltd	10豪ドル	70%	持株会社
Launch Recruitment Pty Ltd	2豪ドル	100% (100%) 注１	IT人材事業（海外）
株式会社アライヴ(注２)	10,000千円	100%	IT人材事業（国内）

(注)１．出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。
２．当社は、2025年２月14日付で株式会社アライヴの発行済株式の100％を取得し、完全子会社化いたしました。

③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容
当社グループは、IT人材事業（国内）、IT人材事業（海外）、Seed Tech事業、その他の事業を営んでおります。

① IT人材事業（国内）
IT人材事業では、企業の枠を超えて複数のプロジェクトに携わるITフリーランスによる技術リソースシェアリングを活用した新しいエンジニアリングスタイルを提案しています。「働き方の新しい『当たり前』をつくる」を事業ミッションに掲げ、ITフリーランスの働き方を支援し、彼らの有する技術スキル、経験、志向性、そして企業の保有する案件をデータベース化することで、技術力をシェアするプラットフォームの役割を担い、企業のニーズに応える最適なマッチングを実現します。
特徴として、一般的な開発プロジェクトは、開発初期の要件定義工程、最も人材（工数）を必要とする本開発工程、開発後の運用工程とに分けられますが、当社では主に本開発工程でのマッチングを実施し、企業と業務委託契約（準委任契約）を締結しております。これにより、企業は各種プロジェクトにおいて採用や教育にコストをかけずに、プロジェクトにおける計画的な活用や、想定外の欠員時、季節要因などの繁忙期に、必要な人材を効率的に確保することができます。
一方でITフリーランスにとっては、当社が運営するITフリーランス向け案件検索サイト「geechs job（ギークスジョブ）」を通じた各種情報の獲得や、営業代行を依頼することで当社が企業との仲介役となり、安定的な受注とサポートを受けるメリットがあります。さらに、当社が提供するITフリーランス向け福利厚生プログラム「フリノベ」を利用し、確定申告サポートや健康診断などの各種サービスを優待利用することができます。
当連結会計年度においてITソリューション事業を展開する株式会社アライヴの株式取得を行い、新たに当事業に含めております。

［主な関係会社］
株式会社アライヴ

② IT人材事業（海外）

IT人材事業（海外）では、オーストラリアにおいてカジュアル雇用人材やフリーランスを活用したIT人材に特化した人材関連事業を展開しております。人材派遣事業、MSP事業（顧客の人材調達から管理までの一連のプロセスの包括的管理システムを提供する事業）、人材紹介事業等を主にシドニーとメルボルンで展開しております。

［主な関係会社］
Launch Group Holdings Pty Ltd
Launch Recruitment Pty Ltd

③ Seed Tech事業

フィリピンの英語が堪能なIT人材で組成されたチームによってクライアント企業のサービス開発をサポートするオフショア開発受託事業を展開しております。また、IT人材不足の解消とグローバルに活躍する人材を育成することを目的に、IT職未経験の人材に向けてIT人材としてのキャリアをスタートするための研修・実務機会を用意する「Seed Tech Camp」や、非エンジニアのリスキリングを支援するSaaS型DX/IT人材育成サービス「ソダテク」、フィリピンセブ島へのIT留学事業を提供しております。

［主な関係会社］
NexSeed Inc.
SEED TECH PHILIPPINES INC.
シードテック株式会社

④ その他

当社のx-Tech事業が属しており、ゴルフ等のスポーツ領域を中心にデジタルマーケティング支援などを行っております。なお、当事業は当連結会計年度において事業より撤退することといたしました。

(9) 主要な営業所

① 当社

本社	東京都渋谷区
大阪支店	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市
北海道支店	北海道札幌市
広島支店	広島県広島市

② 子会社

NexSeed Inc.	フィリピンセブ州
SEED TECH PHILIPPINES INC.	フィリピンセブ州
シードテック株式会社	東京都渋谷区
Launch Group Holdings Pty Ltd	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州
Launch Recruitment Pty Ltd	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州
株式会社アライヴ	東京都港区

（10）企業集団の従業員の状況（2025年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
IT人材事業（国内）	184名	50名増
IT人材事業（海外）	23名	6名減
Seed Tech事業	58名	14名減
その他	8名	2名減
全社（共通）	18名	5名減
合計	291名	23名増

（注）１.「その他」は、特定のセグメントに区分していないx-Tech事業部の従業員であります。全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
２. 平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

（11）主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,658,306千円
株式会社三菱UFJ銀行	256,740千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　34,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,330,469株

(3) 株主数　3,773名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
合同会社アトム	3,900,000 株	37.75 %
曽根原　稔人	2,702,000 株	26.15 %
株式会社全国個人事業主支援協会	215,300 株	2.08 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN(CASHPB)	174,200 株	1.68 %
荒井　富雄	145,300 株	1.40 %
石川　大祐	100,000 株	0.96 %
株式会社ＳＢＩ証券	89,049 株	0.86 %
曽我　健	75,000 株	0.72 %
株式会社グッドスマイルカンパニー	66,800 株	0.64 %
柏木　拳志	61,500 株	0.59 %

(注) 1．自己株式はありません。

2．新株予約権の行使により、発行済株式が4,800株増加しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
曽根原稔人	代表取締役社長	シードテック株式会社　取締役 Launch Group Holdings Pty Ltd　Director 株式会社アライヴ　取締役
佐久間大輔	取締役	経営管理本部長 シードテック株式会社　取締役 株式会社アライヴ　取締役
成末千尋	取締役	IT人材事業本部長
高原大輔	取締役	海外事業推進室長 シードテック株式会社　代表取締役 NexSeed Inc.　General Manager SEED TECH PHILIPPINES INC.　Director Launch Group Holdings Pty Ltd　Director
松島俊行	取締役	松島俊行税理士事務所　代表
佃友貴	取締役	TAコンサルティング株式会社　代表取締役
山口祥子	常勤監査役	シードテック株式会社　監査役
花木大悟	監査役	合同会社FPC Accounting　代表社員 FPC会計事務所　パートナー
仲江武史	監査役	仲江総合法律事務所　代表弁護士

(注) 1．松島俊行氏及び佃友貴氏は社外取締役であります。
2．山口祥子氏、花木大悟氏及び仲江武史氏は社外監査役であります。
3．取締役松島俊行氏は税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役佃友貴氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役山口祥子氏は米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役花木大悟氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7．監査役仲江武史氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
8．取締役松島俊行氏、取締役佃友貴氏、監査役山口祥子氏、監査役花木大悟氏及び監査役仲江武史氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	83,341千円 (10,200千円)	64,824千円 (10,200千円)	15,809千円 (－)	2,707千円 (－)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	15,000千円 (15,000千円)	15,000千円 (15,000千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	98,341千円 (25,200千円)	79,824千円 (25,200千円)	15,809千円 (－)	2,707千円 (－)	10名 (6名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の固定報酬及び業績連動報酬の報酬限度額は、2007年９月３日開催の臨時株主総会で決定された年額200,000千円の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で審議され、その答申を踏まえ、取締役会において決定しております。当該臨時株主総会後の取締役の数は３名であります。また、非金銭報酬の報酬限度額は、2021年６月24日開催の定時株主総会で決定された年額100,000千円以内の範囲内で、指名報酬委員会で審議され、その答申を踏まえ、取締役会において決定しております。当該定時株主総会後の取締役の数は５名であります。
3. 監査役の報酬額は、2007年９月３日開催の臨時株主総会で決定された年額50,000千円の範囲内で、監査役の協議で決定しております。当該臨時株主総会後の監査役の数は１名であります。
4. 取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成しております。
5. 業績連動報酬は日本基準の連結EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋株式報酬費用＋退職給付費用）を業績指標として用いることとしております。日本基準の連結EBITDAを実績とした理由は、当社グループの中期計画にはM&Aによる事業拡大も含まれており、減価償却費などのキャッシュの増減を伴わない非資金損益項目などを調整し、それを本業の評価指標として取り入れることが妥当と判断したためです。業績連動報酬の算定に用いた業績指標の実績は、前連結会計年度の362百万円であります。なお、算出後の報酬が前年度を下回る場合、業績達成率が目標の８割を超えている場合には、前年報酬を維持し２年間の猶予期間を持つものとしています。
6. 非金銭報酬は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等については、2024年６月の取締役会決議により決定しております。内容としましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系にするべく、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬等及び株式報酬による非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数などに応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で審議され、その答申を踏まえ、取締役会において決議することとしています。

業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の業績に応じて算出するものとしています。算出方法は、業務執行取締役の役位に応じて設定した業績連動報酬率を乗じるものとし、これにより算出された個人別の業績連動報酬等は指名報酬委員会で審議され、その答申を踏まえ、取締役会において決議することとしています。

非金銭報酬等は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、業務執行取締役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものとしています。ストック・オプションとしての新株予約権は、業務執行取締役の業務執行の状況、業績に対する貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して、指名報酬委員会で審議され、その答申を踏まえ、取締役会において決議することとし、当該事業年度内の一定の時期に付与するものとしています。

③ 当該事業年度における取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を、全額当社負担にて締結しております。上記役員等賠償責任保険契約においては、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記役員等賠償責任保険契約により補填されません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松島俊行氏は、松島俊行税理士事務所代表でありますが、当社との間に資本関係又は重要な営業上の取引はありません。社外取締役佃友貴氏は、TAコンサルティング株式会社代表取締役でありますが、当社との間に資本関係又は重要な営業上の取引はありません。社外監査役山口祥子氏は連結子会社のシードテック株式会社の監査役を兼務しております。社外監査役花木大悟氏は、合同会社FPC Accounting代表社員及びFPC会計事務所パートナーでありますが、当社との間に資本関係又は重要な営業上の取引はありません。社外監査役仲江武史氏は、仲江総合法律事務所代表弁護士でありますが、当社との間に資本関係又は重要な営業上の取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏名	出席・発言状況等
取締役　松島俊行	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、税理士としての見識及び、税務、財務面に関する豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。今後も当社の税務、財務面に関して有効な助言・提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員長として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。
取締役　佃友貴	当事業年度の取締役就任後に開催した取締役会13回全てに出席し、長年の公認会計士としての見識及び、監査法人、証券会社の公開引受部及び会計コンサルタントとして未上場会社及び上場会社へ内部管理体制等の関する指導を行ってきた豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、今後も当社の財務、会計面に関して有効な助言・提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。
監査役　山口祥子	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、これまで監査法人での監査業務及び上場支援業務等、及び米国公認会計士として培ってきた豊富な経験と見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

氏名	出席・発言状況等
監査役　花木大悟	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、これまで公認会計士として培ってきた会計に関する専門的な知識・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
監査役　仲江武史	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、これまで弁護士として培ってきた企業法務に関する専門的な知識・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役の会社法第423条第１項の責任について、当該取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を当該取締役等と締結することができる旨を定款で定めております。なお、当事業年度末日現在で社外取締役２名、社外監査役３名との契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社であるNexSeed Inc.、SEED TECH PHILIPPINES INC.、Launch Group Holdings Pty Ltd及びLaunch Recruitment Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金配当の決定機関を取締役会としておりますところ、期末配当を基本とし、加えて、９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

また、自己株式の取得につきましても、株価状況等を勘案した上で機動的に検討し、資本効率の向上を図ってまいります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努め、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に考慮し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決定する方針であります。

今後につきましては、更なる成長に向けた事業拡充や、組織体制、システム環境整備への投資等の財源として有効活用を図りながら、業績の推移や財務状況等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

～～～

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,452,119**	**流動負債**	**2,652,347**
現金及び預金	3,606,612	買掛金	1,247,765
売掛金及び契約資産	2,730,763	未払金	205,181
貯蔵品	101	未払費用	301,201
前渡金	9,930	未払法人税等	23,404
前払費用	54,552	未払消費税等	318,731
その他	61,167	預り金	78,483
貸倒引当金	△11,007	契約負債	53,185
固定資産	**922,784**	リース債務	67,468
有形固定資産	**21,348**	短期借入金	40,610
建物及び構築物	6,906	１年内返済予定の長期借入金	269,744
車両運搬具	109	１年内償還予定の社債	26,000
工具器具備品	3,099	その他	20,570
リース資産	11,232	**固定負債**	**1,851,408**
無形固定資産	**640,096**	社債	27,000
のれん	282,685	リース債務	21,989
顧客関連資産	356,235	長期借入金	1,687,298
その他	1,176	繰延税金負債	84,049
投資その他の資産	**261,339**	資産除去債務	1,857
投資有価証券	25,895	退職給付に係る負債	18,573
敷金保証金	134,113	その他	10,640
長期前払費用	6,677	**負債合計**	**4,503,756**
繰延税金資産	30,195	（純資産の部）	
その他	64,458	**株主資本**	**2,677,382**
		資本金	**1,112,363**
		資本剰余金	**1,062,306**
		利益剰余金	**502,712**
		その他の包括利益累計額	**88,159**
		その他有価証券評価差額金	△2,696
		為替換算調整勘定	90,855
		新株予約権	**76,664**
		非支配株主持分	**28,942**
		純資産合計	**2,871,147**
資産合計	**7,374,904**	**負債・純資産合計**	**7,374,904**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**25,162,448**
売上原価		**21,591,114**
売上総利益		**3,571,333**
販売費及び一般管理費		**3,075,793**
営業利益		**495,539**
営業外収益		
受取利息	4,472	
業務受託収入	6,000	
受取賃貸料	8,159	
資産除去債務戻入益	4,135	
その他	3,980	26,748
営業外費用		
支払利息	25,516	
為替差損	1,519	
社債利息	116	
その他	600	27,752
経常利益		**494,535**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,058	
事業譲渡益	5,000	**7,058**
特別損失		
減損損失	540,847	**540,847**
税金等調整前当期純損失（△）		**△39,253**
法人税、住民税及び事業税	172,924	
法人税等調整額	△92,797	80,127
当期純損失（△）		**△119,380**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△169,176
親会社株主に帰属する当期純利益		**49,795**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,260,150**	**流動負債**	**1,743,696**
現金及び預金	3,398,072	買掛金	1,193,843
売掛金	1,795,433	未払金	60,264
貯蔵品	101	未払費用	21,996
前渡金	800	未払配当金	446
前払費用	48,618	未払法人税等	22,623
立替金	15,140	未払消費税等	162,303
その他	6,768	預り金	17,657
貸倒引当金	△4,783	リース債務	618
固定資産	**1,136,708**	１年内返済予定の長期借入金	257,136
有形固定資産	**3,918**	その他	6,805
建物及び構築物	918	**固定負債**	**1,658,814**
工具器具備品	1,304	リース債務	1,156
リース資産	1,695	長期借入金	1,657,658
無形固定資産	**1,176**	**負債合計**	**3,402,511**
商標権	1,150	（純資産の部）	
ソフトウエア	26	**株主資本**	**2,920,379**
投資その他の資産	**1,131,613**	**資本金**	**1,112,363**
投資有価証券	25,895	**資本剰余金**	**1,062,363**
関係会社株式	948,394	資本準備金	1,062,363
敷金保証金	127,244	**利益剰余金**	**745,653**
繰延税金資産	18,079	その他利益剰余金	745,653
その他	12,000	繰越利益剰余金	745,653
		評価・換算差額等	**△2,696**
		その他有価証券評価差額金	△2,696
		新株予約権	**76,664**
		純資産合計	**2,994,347**
資産合計	**6,396,858**	**負債・純資産合計**	**6,396,858**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**15,389,990**
売上原価		**12,604,931**
売上総利益		**2,785,059**
販売費及び一般管理費		**2,096,467**
営業利益		**688,591**
営業外収益		
受取利息	1,783	
業務受託収入	18,000	
その他	508	20,291
営業外費用		
支払利息	14,217	
その他	600	14,817
経常利益		**694,066**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,058	
事業譲渡益	5,000	7,058
特別損失		
関係会社株式評価損	384,291	384,291
税引前当期純利益		**316,832**
法人税、住民税及び事業税	193,321	
法人税等調整額	13,005	206,327
当期純利益		**110,504**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ギ　ー　ク　ス　株　式　会　社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社員　公認会計士　広瀬　勉

指定有限責任社員
業 務 執 行 社員　公認会計士　川村拓哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ギークス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ギークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ギークス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　広瀬　勉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川村拓哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ギークス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月22日

ギークス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）　山 口 祥 子　㊞

社外監査役　花 木 大 悟　㊞

社外監査役　仲 江 武 史　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	曽根原（そねはら）　稔人（なるひと） （1975年３月１日生）	1995年４月　株式会社パレスホテル入社 1997年３月　株式会社長谷工販売センター(現 株式会社長谷工アーベスト)入社 2001年５月　有限会社ウェブドゥジャパン(現 クルーズ株式会社)設立　取締役副社長 2002年５月　同社を株式会社に組織変更　代表取締役副社長 2007年８月　株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)設立(2013年10月に現在のギークス株式会社に商号変更)　代表取締役社長(現任) 2009年４月　当社の全株式を取得 2009年８月　合同会社ベインパートナーズ設立（現 合同会社アトム）代表社員 2012年４月　株式会社ベイングローバル取締役 2012年10月　Vein Carry Asia Pte. Ltd. (現 BA Consulting Pte. Ltd.)Director 2018年５月　G2 Studios株式会社取締役 2021年１月　シードテック株式会社取締役（現任） 2023年１月　Launch Group Holdings Pty Ltd　Director（現任） 2025年２月　株式会社アライヴ取締役（現任）	2,702,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	佐久間 大輔（さくま だいすけ） (1974年11月18日生)	1999年４月　日本アジア投資株式会社入社 2010年12月　同社ゼネラルマネージャー 2012年１月　クルーズ株式会社入社 2015年１月　当社入社経営企画本部長 2015年２月　当社執行役員経営企画本部長 2016年１月　当社執行役員経営企画室長 2017年10月　当社管理部門管掌取締役 兼 経営企画室長 株式会社ベイングローバル取締役 2018年５月　G2 Studios株式会社取締役 2018年７月　当社取締役(現任)　兼　経営管理本部長 2021年１月　シードテック株式会社取締役(現任) 2025年２月　株式会社アライヴ取締役(現任)	42,500株
3	成末 千尋（なりすえ ちひろ） (1977年５月19日生)	2001年４月　住友商事株式会社入社 2001年12月　デジット株式会社(現 株式会社リンクアンドモチベーション)入社 2008年10月　トレンダーズ株式会社入社 2009年３月　株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)入社リクルートメントコンサルティングDept.マネージャー 2010年５月　当社社長室長 2013年７月　当社執行役員PR・採用戦略本部長 2016年１月　当社執行役員クラウドエンジニアリング(現IT人材)事業本部長 2018年７月　当社執行役員IT人材事業本部長 2018年11月　当社取締役IT人材事業本部長（現任）	24,000株
4	髙原 大輔（たかはら だいすけ） (1983年３月14日生)	2005年４月　株式会社コムスン入社 2008年１月　株式会社エニグモ入社 2009年４月　株式会社ボンセジュール入社 2010年４月　株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)入社 2012年４月　株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)入社 2012年10月　Vein Carry Asia Pte. Ltd.(現 BA Consulting Pte. Ltd.)Director 2013年１月　NexSeed Inc. General Manager(現任) 2014年４月　当社執行役員海外推進本部長 2016年１月　当社執行役員海外事業推進室長 2021年１月　シードテック株式会社代表取締役(現任) 2021年９月　SEED TECH PHILIPPINES INC. Director(現任) 2023年１月　Launch Group Holdings Pty Ltd Director(現任) 2024年６月　当社取締役海外事業推進室長（現任）	33,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	松島 俊行（まつしま としゆき） （1977年８月９日生）	2000年９月　アクタスマネジメントサービス株式会社入社 2005年１月　松島会計事務所開設 2005年１月　有限会社スパイラル・アンド・カンパニー（現 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー）入社 2005年11月　株式会社ウェブドゥジャパン（現 クルーズ株式会社）社外監査役 2006年３月　税理士登録 2006年６月　税理士法人スパイラル代表社員 2008年１月　株式会社ディープインパクト代表取締役 2008年２月　株式会社ベインキャリージャパン（現 当社）取締役 2008年３月　税理士法人ディープインパクト代表社員 2009年８月　当社監査役 2013年６月　当社社外取締役（現任） 2018年11月　松島俊行税理士事務所代表（現任）	1,200株
6	佃 友貴（つくだ ともたか） （1984年10月28日生）	2007年12月　あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所 2011年９月　公認会計士登録 2015年11月　SMBC日興証券株式会社入社 2021年２月　佃公認会計士事務所設立 2021年12月　TAコンサルティング株式会社代表取締役（現任） 2024年６月　当社社外取締役（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者曽根原稔人氏は当社の経営を支配している者であります。
３．取締役候補者のうち、松島俊行氏及び佃友貴氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は松島俊行氏及び佃友貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、両氏が社外取締役として選任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
４．松島俊行氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年であります。
５．松島俊行氏は、これまで税理士として培ってきた税務に関する専門的な知識・経験を有しているため、取締役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、松島俊行氏は、主に取締役会において当社の税務、財務面に関して意見、アドバイスを行っており、今後も当社の税務、財務面に関して有効な提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員長として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。
６．佃友貴氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。

7．佃友貴氏は、長年の公認会計士としての経験により、財務・会計に関する相当の知見を有しており、また、監査法人、証券会社の公開引受部及び会計コンサルタントとして、長年にわたり未上場会社及び上場会社へ内部管理体制等に関する指導を行ってきた豊富な業務経験を有しているため、取締役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、佃友貴氏は、主に取締役会において当社の財務・会計に関して意見・アドバイスを行っており、今後も当社の財務・会計面に関して有効な助言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。

8．松島俊行氏及び佃友貴氏とは、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。松島俊行氏及び佃友貴氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

9．当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を、全額当社負担にて締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。なお、各候補者の選任が承認された場合は、上記役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。上記役員等賠償責任保険契約は、2025年３月20日に更新しております。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の決定に基づいております。

かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模や経営環境を踏まえた新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の会計監査人として求められる専門性、独立性、品質管理体制や監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2025年４月１日現在）

名称	かなで監査法人
事務所	東京都中央区日本橋一丁目２番10号 東洋ビルディング
沿革	2020年10月 設立
概要	出資金　90百万円 構成人員 社員　（公認会計士）　18名 特定社員　１名 職員　（公認会計士）　42名 （その他）　47名 合計　108名

以上

株主総会会場ご案内図

会場　：**東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４F**
渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ



交　通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線　渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
ＪＲ渋谷駅直結 渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置の開始日2025年６月５日

第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2025年３月31日現在)

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日	2018年３月29日	2021年８月26日
新株予約権の数(個)	820	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,800	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525	1,618
権利行使期間	自 2020年４月１日 至 2028年３月15日	自 2022年７月１日 至 2026年９月14日
行使条件	新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	(注)２

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
役員の保有状況	区分	取締役	取締役
	新株予約権の数（個）	790	200
	新株予約権の目的となる株式の数（株）	31,600	20,000
	保有者数	３名	１名
	区分	監査役	―
	新株予約権の数（個）	30	―
	新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,200	―
	保有者数	1名	―

（注）１.2018年11月14日付で普通株式１株を20株に分割し、また、2019年９月１日付で普通株式１株を２株に分割する株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

（注）２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年３月期から2025年３月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書、以下同様。）から求められるEBITDAが下記（ａ）乃至（ｃ）に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。ただし、１個未満の端数が生じる場合においては切り捨てるものとする。）を上限として、付与された本新株予約権を行使することができる。

（ａ）EBITDAが1,500百万円を超過した場合：行使可能割合50％
（ｂ）EBITDAが2,000百万円を超過した場合：行使可能割合80％
（ｃ）EBITDAが2,500百万円を超過した場合：行使可能割合100％

なお、当該EBITDAの計算においては当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び本新株予約権に係る株式報酬費用を加算した額とし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2021年８月26日	2023年１月26日
新株予約権の数（個）		450	150
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		45,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）		1,722	984
権利行使期間		自 2023年８月27日 至 2031年８月26日	自 2025年１月27日 至 2033年１月26日
行使条件		（注）	（注）
役員の保有状況	区分	取締役	取締役
	新株予約権の数（個）	450	150
	新株予約権の目的となる株式の数（株）	45,000	15,000
	保有者数	３名	３名

（注）．新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

会社の体制及び方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

企業が健全に継続・発展していくためには、全ての役員及び従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは内部統制システムを整備するために以下を基本方針とします。

(2) 業務の適正を確保する体制の整備

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．取締役及び従業員は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。又、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ｂ．取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ｃ．取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令、定款及び定められた規程に従い業務を執行する。

ｄ．取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ｅ．内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。

ｆ．取締役及び従業員が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「リスク管理規程」に従い報告する。

ｇ．必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。又、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるようにする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．各部門は、担当事業・業務に関するリスクの把握に努め、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

ｂ．各部門は、様々なリスクに応じた適切な対応策を準備し、又「リスク管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月一回開催する。又、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論・審議を行うことにより情報の共有化及び経営意思決定の迅速化を図るとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は、子会社の法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

ｂ．子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会において協議する。又、経営内容を的確に把握するために定期的に事業概況、経営状況等の報告を受ける。

ｃ．法令及び定款に適合することを確保するための内部監査は、当社の内部監査を担当する部門が関連規程に基づき実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ａ．監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じその人員を確保する。

ｂ．当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ａ．監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。

ｂ．取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告することとする。

ｃ．取締役及び従業員は、監査役会の決定に従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。又、子会社の取締役及び従業員に対して、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うように指導する。

ｂ．監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、社内システムを閲覧することができ、取締役又は従業員は監査役から説明を求められた場合は詳細に説明することとする。

ｃ．監査役会の承認により、監査役の職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該従業員を置くこととし、その人事については取締役会と監査役会の協議により決定する。当該従業員は、取締役又は他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下取締役及び従業員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努め、そのために反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、反社会的勢力による不当要求を一切を拒絶する。

また、当社の対応部署を経営管理本部とし、事案により、関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築している。

さらに、不当要求防止責任者として経営管理本部長を選任し、反社会的勢力からの不当要求に組織的対応ができる体制を整備している。

(3) 業務の適正を確保するための運用状況

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。また、当社は経営会議を設置しております。経営会議は常勤の取締役４名、常勤の監査役１名並びに各事業部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する管理職が参加し、原則として隔週１回開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として設置しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門による業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関としても機能しております。

さらに、当社は、社外取締役を招聘し経営の監督機能を強化するとともに、取締役は、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督し、又、社外監査役を含む監査役による監査を受けております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2024年４月１日残高	1,112,183	1,062,126	556,174	2,730,484
当期変動額				
新株の発行	180	180		360
剰余金の配当			△103,256	△103,256
親会社株主に帰属する当期純利益			49,795	49,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	180	180	△53,461	△53,101
2025年３月31日残高	1,112,363	1,062,306	502,712	2,677,382

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2024年４月１日残高	3,470	75,572	79,042	68,820	192,294	3,070,641
当期変動額						
新株の発行						360
剰余金の配当						△103,256
親会社株主に帰属する当期純利益						49,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,166	15,283	9,116	7,843	△163,352	△146,392
当期変動額合計	△6,166	15,283	9,116	7,843	△163,352	△199,494
2025年３月31日残高	△2,696	90,855	88,159	76,664	28,942	2,871,147

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記
　該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
1.　連結の範囲に関する事項
　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
　連結子会社の数　６社
　　連結子会社の名称
　　NexSeed Inc.、SEED TECH PHILIPPINES INC.、シードテック株式会社、Launch Group Holdings Pty Ltd、Launch Recruitment Pty Ltd、株式会社アライヴ
　　なお、株式会社アライヴについては、株式の取得により連結子会社としたため、連結の範囲に含めております。
2.　連結子会社の事業年度等に関する事項
　連結子会社のNexSeed Inc.、SEED TECH PHILIPPINES INC.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。Launch Group Holdings Pty Ltd、Launch Recruitment Pty Ltdの決算日は６月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。
　また、2025年２月14日付で全株式を取得し、当連結会計年度より新たに連結子会社となった株式会社アライヴは決算日を12月31日から３月31日に変更しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記
1.　重要な資産の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価基準及び評価方法
　その他有価証券
　市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法により評価しております。
　市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 ……	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
貯蔵品 ……	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) ……	当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、建物及び構築物については、定額法)、在外連結子会社は定額法又は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３～15年
車両運搬具	５～８年
工具器具備品	３～８年

無形固定資産(リース資産及びのれんを除く) ……	定額法 ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年間)に基づいております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間(13年～15年)に基づく定額法によっております。
リース資産 ……	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及びIFRS第16号に基づく使用権資産は、リース期間定額法によっております。 なお、主なリース期間は５年です。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	……	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、主な収益を、国内及び海外におけるIT人材事業から生じる収益と認識しております。

①IT人材事業（国内）売上

当社グループが提供するIT人材事業（国内）売上の主な内容は、顧客企業からシステム等の開発工程に関わる案件を準委任契約として受託し、当社システムに登録された最適なITフリーランスに再委託するサービスです。したがって、これらの顧客企業へのシステム等の開発支援等を履行義務としております。

期間を定めたサービスの提供であり、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、サービス提供期間で収益を認識しております。

当取引は、財又はサービスが顧客に提供される前に当社グループが当該財又はサービスを支配しているため、本人取引として取引総額で収益を認識しております。

②IT人材事業（海外）売上

当社グループが提供するIT人材事業（海外）売上の主な内訳は、人材派遣事業とMSP事業による売上であります。

人材派遣事業では、主にIT人材を顧客に派遣するサービスを提供しております。人材派遣事業については、契約に基づき労働力を提供する義務を負っており、当該履行義務は、派遣スタッフによる労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼動実績に応じて収益を認識しております。

MSP 事業では、上記の人材派遣事業のサービス提供に加え、顧客の人材調達から管理までの一連のプロセスに対して包括的管理システムを提供するサービスを提供しております。このため、本サービスに関連する収益は、履行義務が充足される契約期間にわたり、収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

7. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

重要な会計上の見積りに関する注記
　のれん及び顧客関連資産の評価
　(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	282,685千円
顧客関連資産	356,235千円
減損損失	540,847千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
当該のれん及び顧客関連資産（以下、「のれん等」という。）について、2025年2月14日に株式会社アライヴ（以下「アライヴ社」という。）の株式を100%取得し、連結子会社化したことによって識別したものであり、連結貸借対照表に計上されております。
のれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。
顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。
なお、アライヴ社株式の取得価額は、アライヴ社によって策定された将来の事業計画を基礎として算定し、算定にあたっては企業価値評価の専門家を利用しております。
取得価額のうち、のれん等に計上されたものについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれん等の残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれん等については、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれん等に減損の兆候はないと判断しております。
また、当連結会計年度にLaunch Group Holdings Pty Ltdにおいて減損の兆候があると判断し、使用価値を回収可能価額として顧客関連資産に係る減損損失を480,064千円、固定資産に係る減損損失を60,782千円計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の認識の要否の判断や使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度以降における事業計画を基礎として見積もっており、当該事業計画は、顧客の獲得・維持や投下するIT人材の規模・利益率、経済状態、経済圏の市場成長、業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　355,878千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記
1.　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　10,330,469株

2.　配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	103,256	10.00	2024年3月31日	2024年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	103,304	10.00	2025年3月31日	2025年6月13日

3.　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　188,520株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは運転資金や設備資金など、事業活動に必要な資金を主に銀行借入及び社債の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産の主なものは、現金及び預金、売掛金、投資有価証券、敷金保証金があります。預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に上場株式であり、市場リスクに晒されております。敷金保証金については、本社、支店等の敷金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは買掛金、借入金、社債、リース債務があります。買掛金はほとんどが３ヶ月以内の支払期日となっております。借入金は主に子会社株式取得に係る資金調達であり、借入先は信用度の高い銀行であります。社債は主に運転資金の調達を目的としております。リース債務は、主に設備投資に係るものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、取引先管理取扱要領に従い、営業債権について、各事業部門及び経理部門が連携し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1) を参照ください。）。また、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券（注1）	25,895	25,895	－
敷金保証金	134,113	104,870	29,243
資産計	160,008	130,765	29,243
長期借入金（注2）	1,957,042	1,955,692	1,349
社債（注3）	53,000	53,016	△16
リース債務（注4）	89,457	85,810	3,648
負債計	2,099,499	2,094,518	4,981

（注1） 市場価格のない株式等

投資有価証券（非上場株式）連結貸借対照表計上額 －千円

（注2） 流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注3） 流動負債の１年内償還予定の社債を含めて表示しております。

（注4） 流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	25,895	－	－	25,895
合計	25,895	－	－	25,895

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金保証金	－	104,870	－	104,870
資産計	－	104,870	－	104,870
長期借入金	－	1,955,692	－	1,955,692
社債	－	53,016	－	53,016
リース債務	－	85,810	－	85,810
負債計	－	2,094,518	－	2,094,518

（注）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金保証金

これらの時価は、差入先ごとに、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを市場金利等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル２の時価に算定しております。

社債

これらの時価は、元利の合計額を、同様の新規社債発行をした場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル２の時価に算定しております。

リース債務

これらの時価は、元利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

収益認識の時期別及びセグメント別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	IT人材事業（国内）	IT人材事業（海外）	Seed Tech事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	74,374	150,274	－	224,648	29,376	254,025
一定期間にわたり移転される財又はサービス	15,269,210	9,264,380	321,903	24,855,495	52,927	24,908,422
顧客との契約から生じる収益	15,343,584	9,414,655	321,903	25,080,144	82,304	25,162,448
外部顧客への売上高	15,343,584	9,414,655	321,903	25,080,144	82,304	25,162,448

(注) 適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用した財又はサービスは、一時点で移転される財又はサービスに含まれています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主にIT人材事業（海外）における派遣事業において、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法によって収益認識した未請求売掛金であります。契約資産は顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。契約負債は、主にSeed Tech事業のスクール事業及びIT人材事業（海外）のMSP事業における顧客からの前受金であります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権、契約資産は「売掛金及び契約資産」に含めております。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,222,477千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,615,778千円
契約資産（期首残高）	97,087千円
契約資産（期末残高）	114,984千円
契約負債（期首残高）	58,851千円
契約負債（期末残高）	53,185千円

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は58,851千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	267円71銭
１株当たり当期純利益	４円82銭

企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2025年１月23日開催の取締役会において、国内通信事業最大手の顧客に対して、長年にわたりITソリューションサービスを提供している株式会社アライヴ（以下「アライヴ」という。）の株式を100%取得し、当社の連結子会社とすることについて決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結しました。当契約に基づき、2025年２月14日に当該株式を譲り受けました。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アライヴ

事業の内容　　：ITソリューション事業、IT技術者派遣事業、受託開発事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループはグランドビジョンに「21世紀で最も感動を与えた会社になる」を掲げ、ITフリーランスのデータベース、グローバルで活躍するITエンジニア育成など人材インフラを活かし、インターネットの普及によりめまぐるしく変化する人々の生活や企業の行動を積極的に捉え、変化対応力を強みに、提供サービスの創造・進化を通じて常に成長し続けることで、永続的な企業価値向上を目指しております。

国内のIT市場規模の拡大を見据え、当社グループは、日本のIT人材不足を解決する会社として総合的なITソリューションを提供するグループとなるべく事業ポートフォリオの強化を行っております。

この度、当社グループに参画するアライヴは、国内通信事業最大手の顧客に対して、長年にわたりITソリューションサービスを提供しております。

エンタープライズ企業の顧客ニーズへの柔軟な対応を得意とし、ITコンサルティング力や技術力の高い人材を抱えるアライヴの参画により、両社の顧客基盤や人的リソースを共有し、それぞれの新たな顧客ニーズへ対応していくことで、グループ事業全体としての成長を加速させてまいります。当社のIT人材事業による同社へのITエンジニアの安定的な供給も、継続的な売上拡大に寄与できるものと考えております。

今回の株式取得は更なる成長へのアクションの一つであり、今後もあらゆる施策を通じて企業価値の向上を目指してまいります。

③ 企業結合日

2025年２月14日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

（２）連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年２月15日から2025年３月31日まで

（３）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金及び預金）	596,000千円
取得原価	596,000千円

（４）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　48,161千円

（５）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

288,699千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

③ 償却方法及び償却期間

８年間にわたる均等償却

（６）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳

流動資産	276,958千円
固定資産	57,513千円
資産合計	334,472千円
流動負債	173,172千円
固定負債	86,840千円
負債合計	260,012千円

（７）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	360,238千円	15年

（８）企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度末の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2024年４月１日残高	1,112,183	1,062,183	1,062,183	738,405	738,405	2,912,771
当期変動額						
新株の発行	180	180	180			360
剰余金の配当				△103,256	△103,256	△103,256
当期純利益				110,504	110,504	110,504
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	180	180	180	7,247	7,247	7,607
2025年３月31日残高	1,112,363	1,062,363	1,062,363	745,653	745,653	2,920,379

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年４月１日残高	3,470	3,470	68,820	2,985,062
当期変動額				
新株の発行				360
剰余金の配当				△103,256
当期純利益				110,504
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,166	△6,166	7,843	1,677
当期変動額合計	△6,166	△6,166	7,843	9,285
2025年３月31日残高	△2,696	△2,696	76,664	2,994,347

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記
　該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記
1.　資産の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式　…… 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
貯蔵品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2.　固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く） …… 建物及び構築物については定額法、工具器具備品については定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　６～10年
工具器具備品　５～８年
無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づいております。
リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間定額法によっております。
なお、償却年数は５年です。

3. 引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社が提供するIT人材事業売上の主な内容は、顧客企業からシステム等の開発工程に関わる案件を準委任契約として受託し、当社システムに登録された最適なITフリーランスに再委託するサービスです。したがって、これらの顧客企業へのシステム等の開発支援等を履行義務としております。

期間を定めたサービスの提供であり、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、サービス提供期間で収益を認識しております。

当取引は、財又はサービスが顧客に提供される前に当社が当該財又はサービスを支配しているため、本人取引として取引総額で収益を認識しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	948,394千円
関係会社株式評価損	384,291千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等に該当する関係会社株式の実質価額は、発行会社の純資産をもとに算出した１株当たりの純資産額に持ち株数を乗じて算定しております。また、帳簿価額と実質価額を比較し、著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をしております。

上記の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度にLaunch Group Holdings Pty Ltdについて減損処理を行い、関係会社株式評価損384,291千円を計上しております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の実質価額の算定にあたっては、関係会社の固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮する必要があります。当該減損損失の認識の要否の判断や使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローについては、各関係会社の事業計画を基礎としております。当該事業計画は、顧客の獲得・維持や投下するIT人材の規模・利益率、経済状態、経済圏の市場成長、業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、各関係会社の売上高が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　11,575千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務
　短期金銭債権　13,052千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
　営業取引（収入分）　19,614千円
　営業取引（支出分）　7,680千円
　営業取引以外の取引（収入分）　12,000千円

２．関係会社株式評価損は、連結子会社であるLaunch Group Holdings Pty Ltdの株式に係る評価損であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
　該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	8,744千円
未払事業税	5,169千円
関係会社株式評価損	557,654千円
投資有価証券評価損	30,268千円
その他有価証券評価差額金	1,241千円
その他	2,937千円
繰延税金資産小計	606,016千円
評価性引当額（注）	△587,923千円
繰延税金資産合計	18,092千円
繰延税金負債	
未収事業税	△13千円
繰延税金負債合計	△13千円
繰延税金資産純額	18,079千円

（注）評価性引当額が124,352千円増加しております。この増加の内訳は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額が9,240千円減少、関係会社株式評価損に係る評価性引当額が133,593千円増加したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
留保金課税	5.12%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
住民税等均等割額	1.63%
株式報酬費用	0.76%
評価性引当額の増減	33.95%
税額控除	△8.38%
その他	0.16%
税効果会計適用後の法人税の負担率	65.12%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が198千円増加し、法人税等調整額が162千円、その他有価証券評価差額金が35千円それぞれ減少しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	282円73銭
１株当たり当期純利益	11円00銭

企業結合等に関する注記

取得による企業結合

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。